

別表2 (第2条第13号関係)

分野	対象事業	
1 医療・福祉に関連する分野	1 高度な医療技術の発展に寄与する医療機器であって、高い性能を有するものの開発又は製造を行う事業	<p>エックス線装置製造業、医療用電子応用装置製造業又はその他の電子応用装置製造業に属する事業のうち、医療機器の開発又は製造を行うもの</p> <p>医療用機械器具製造業又は歯科用機械器具製造業に属する事業のうち、電子機器を利用した医療機器の開発又は製造を行うもの</p> <p>工学研究所に属する事業のうち、電子機器を利用した医療機器の研究又は開発を行うもの</p>
	2 高度な医療技術の発展に寄与する医薬品又は医療用品その他これらに類するものの開発又は製造を行う事業	<p>医薬品原薬製造業、医薬品製剤製造業又は生物学的製剤製造業に属する事業のうち、医薬品の開発又は製造を行うもの</p> <p>医療用品製造業、歯科材料製造業、理化学機械器具製造業又は光学機械器具・レンズ製造業に属する事業のうち、高度な技術を利用した医療用品又は医療機器の開発又は製造を行うもの</p> <p>医学・薬学研究所に属する事業のうち、医薬品の研究又は開発を行うもの</p>
	3 高度な医療技術の発展に寄与する製品の開発若しくは製造に必要な機械のメンテナンス又はその性能の検査、分析、証明等のサービスを行う事業	事業所を対象としたサービスを行う事業のうち、医療技術、医薬品又は医療用機器の開発又は製造に必要な機械のメンテナンス、検査、分析、証明等のサービスを行うもの
	4 医療関係の卸売業のうち、高度な医療技術の発展に寄与する製品の開発又は製造に寄与する事業	計測器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業、医薬品卸売業又は医療用品卸売業に属する事業のうち、高度な医療技術、医薬品等の開発等に寄与する

		もの
	5 介護を行う者の負担の軽減等に資する福祉用具の開発又は製造を行う事業	製造業に属する事業のうち、高齢者等の義肢、装具その他の福祉用具の開発又は製造を行うもの 工学研究所に属する事業のうち、高齢者等の義肢、装具その他の福祉用具の研究又は開発を行うもの
	6 健康の保持及び増進を図るための機器、器具又は用品の開発又は製造を行う事業	製造業に属する事業（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び武器製造業に属する事業を除く。）のうち、健康の保持及び増進を図るための機器、器具又は用品の開発又は製造を行うもの
	7 問診、尿検査、血圧検査、心電図検査等の健康診断の実施及びその結果の管理を行うサービス、医療機関の紹介その他健康若しくは医療に関する情報の提供を行うサービス又は健康に関する指導を行うサービスを総合的に提供する事業	
	8 保健師、看護師等を派遣し、高齢者等の看護を行うとともに、身体機能の回復訓練及び本人又は家族に対する保健に関する指導のサービスを行う事業	
	9 訪問介護事業に属する事業のうち、ホームヘルパーを派遣し、高齢者等の食事、衣類の着脱、入浴等の介助又は調理、洗濯、清掃等家事の援助のサービスを行う事業	
	10 訪問介護事業に属する事業のうち、浴槽を備えた車両を派遣し、高齢者等を介助の上入浴させるサービスを行う事業	
2 生活文化に関連する分野	1 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅その他の優良な住宅の建築の促進に資する技術の開発を行う事業	一般土木建築工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業又は土木建築サービス業に属する事業のうち、高齢者等が快適に利用できる形状及び材質並びに安全性及び機能性を備えた製品の開発を行うもの 工学研究所に属する事業のうち、住宅の建築の促進に資する技術の研究又は開発を行うもの

2 災害等の防止に資する技術の研究又は開発を行う事業	建設業又は製造業に属する事業のうち、災害等の防止に資する技術の研究又は開発を行うもの
3 耐震性、耐火性等に優れた素材、製品等の開発又は製造を行う事業	建設業又は製造業に属する事業のうち、耐震性、耐火性等に優れた素材、製品等の開発又は製造を行うもの
4 遊園地その他のレクリエーション施設、教養文化施設、スポーツ施設又は宿泊施設の設置及び運営を行う事業	<p>遊戯施設の用に供する家屋（当該遊戯施設の用に供する部分に限る。以下同じ。）の床面積及び遊戯施設の用に供する土地（当該施設の用に供する部分に限る。）の面積の合計が20,000平方メートル以上又は遊戯施設の用に供する家屋の床面積が5,000平方メートル以上である遊園地の設置及び運営を行う事業</p> <p>展示施設、体験施設又は劇場施設及びこれらの附帯施設（以下「展示施設等」という。）の用に供する家屋（当該展示施設等の用に供する部分に限る。以下同じ。）の床面積及び展示施設等の用に供する土地（当該展示施設等の用に供する部分に限る。）の面積の合計が20,000平方メートル以上又は展示施設等の用に供する家屋の床面積が5,000平方メートル以上であるテーマパーク（医療・福祉、生活文化、環境、情報・通信、新製造技術・新素材、輸送・物流、国際化等特定の主題に基づいて構成され、及び演出されたレクリエーション施設をいう。）の設置及び運営を行う事業</p> <p>座席数が2,500席以上である劇場若しくは映画館又は5以上の劇場若しくは映画館からなる複合的な施設であって、座席数の合計が1,000席以上であるものの設置及び運営を行う事業</p> <p>展示施設の用に供する家屋（当該展</p>

	<p>示施設の用に供する部分に限る。)の床面積が1,000平方メートル以上である博物館又は美術館の設置及び運営を行う事業</p>
	<p>面積が9,000平方メートル以上であるグラウンド及び定員が20,000人以上である観覧席を備えたスポーツ施設の設置及び運営を行う事業</p>
	<p>100隻以上のスポーツ又はレクリエーションの用に供されるヨット、モーターボートその他の船舶を係留する施設及びこれらの船舶の利便に供する施設(以下「マリーナ施設」という。)の設置及び運営を行う事業</p>
<p>5 デザインに関する専門的なサービスを行う事業</p>	<p>デザイン業に属する事業</p>
<p>6 繊維工業品、雑貨工業品、貴金属製品、家具類等の製品について独自のデザインの開発をし、かつ、当該デザインを利用した製品の製造又は卸売を行う事業</p>	<p>外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業、家具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、建築用金属製品製造業、貴金属・宝石製品製造業若しくは装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業に属する事業、その他のなめし革製品製造業に属する事業のうち、服飾用の製品を製造するもの又はその他のガラス・同製品製造業若しくは陶磁器製置物製造業に属する事業のうち、家具用の製品を製造するもの(以下「繊維工業品等製造事業」という。)であって、独自のデザインの開発及び当該デザインを利用した製品の製造</p>

	<p>を行うもの</p> <p>繊維工業品等製造事業により製造された製品を取り扱う卸売の事業であって、独自のデザインの開発を行うもの</p>
<p>7 高度な情報通信技術を用いた電化製品又は当該製品に用いられる部品の開発又は製造を行う事業</p>	<p>電子部品・デバイス・電子回路製造業、民生用電気機械器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業又は電気音響機械器具製造業に属する事業のうち、主として高度な電子・通信技術を用いた家庭電化製品の開発若しくは製造、質の高い豊かな家庭生活に寄与するシステムの開発若しくは製造又は当該システムを利用した製品の製造を行うもの</p>
<p>8 健康食品、機能性食品、高齢者向け食品、核家族に対応した小容量の食品又はバイオテクノロジーその他高度な技術を利用した食品の開発又は製造を行う事業</p>	<p>畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、パン・菓子製造業、食用油脂加工業、めん類製造業、豆腐・油揚げ製造業、あん類製造業、冷凍調理食品製造業、総菜製造業、すし・弁当・調理パン製造業、レトルト食品製造業、他に分類されない食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業又は茶・コーヒー製造業に属する事業であって、健康食品、機能性食品、高齢者向け食品、核家族に対応した小容量の食品又はバイオテクノロジーその他高度な技術を利用した食品の開発又は製造を行うもの</p>
<p>9 学校、病院等の施設において提供される食事又は飲食店において提供される料理をこれらの施設に供給するた</p>	<p>学校や病院等への集団給食や同系列料理店及び食堂への供給のために集中調理サービスを行う事業</p>

	めに集中的に調理するサービスを行う事業	
	10 豊かな県民生活又は産業の高度化に寄与する人材の育成を行う事業	<p>大学、短期大学、専修学校又は各種学校に属する事業のうち、多様化する教育ニーズに対応する教育又は学習サービスの提供を行うもの</p> <p>大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設に属する事業のうち、県民の多様化する生活ニーズを充足する新たな製品やサービスの開発等産業の高度化に寄与する人材の育成を行うもの</p>
3 環境に関連する分野	1 高度な技術を利用した集じん装置、排水処理装置その他の公害防止装置の開発又は製造を行う事業	製造業に属する事業のうち、高度な技術を利用した公害防止装置であって、公害の基因となる有害物の除去又は当該公害による被害の減少に著しい効果があると認められるものの開発又は製造を行うもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、公害防止装置の研究又は開発を行うもの
	2 環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業	建設業又は製造業に属する事業のうち、微生物、光その他の自然的作用により分解するプラスチック等の原材料の開発又は製造を行うもの
		製造業に属する事業のうち、木材以外の原材料を利用した紙の開発又は製造を行うもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の研究又は開発を行うもの
	3 再生資源の利用の促進に資する技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業	製造業、電気業、ガス業又は熱供給業に属する事業のうち、再生資源を利用して発電又は熱供給を行う機械又は装置の開発又は製造を行うもの
製造業に属する事業のうち、再生資		

		源を利用して原材料又は製品の開発又は製造を行うもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、再生資源の利用の促進に資する技術の研究又は開発を行うもの
4 エネルギーの使用若しくはオゾン層を破壊する物質の使用の合理化に資する技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業		製造業、電気業、ガス業又は熱供給業に属する事業のうち、石油以外のエネルギー資源を利用するために必要な機械又は装置その他石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械又は装置であって、石油の消費の抑制に資する効果が著しいと認められるものの開発又は製造を行うもの
		製造業に属する事業のうち、オゾン層を破壊する物質に代替する物質を使用するために必要な機械又は装置の開発又は製造を行うもの
		製造業に属する事業のうち、オゾン層を破壊する物質に代替する物質の開発又は製造を行うもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、エネルギー又はオゾン層を破壊する物質の使用の合理化に資する技術の研究又は開発を行うもの
5 水質若しくは土壌の浄化その他の自然環境の回復に資する技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業		建設業又は製造業に属する事業のうち、微生物の活動、オゾンの作用、ろ過等の技術を用いて、水質又は土壌の汚染の浄化を行う機械又は装置の開発又は製造を行うもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、水質又は土壌の浄化その他の自然の回復に資する技術の研究又は開発を行うもの
6 都市の緑化の促進に資する高度な技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは		建設業又は製造業に属する事業のうち、植栽用の軽量な土壌又は人工地盤の開発又は製造を行うもの
		建設業又は製造業に属する事業の

	製造を行う事業	うち、建築物の屋上又は屋内の緑化のために散水、施肥等を行う機械又は装置の開発又は製造を行うもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、都市の緑化の促進に資する高度な技術の研究又は開発を行うもの
	7 環境測定又は環境への負荷の低減に係るコンサルティングを行う事業	事業所を対象としたサービスを行う事業のうち、環境測定、環境調査、環境マネジメントシステムの国際標準化機構による認証の取得、環境会計の導入等企業の環境への負荷の低減への取組を支援するもの
4 情報・通信に関連する分野	1 情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器、通信機器等の開発又は製造を行う事業	通信機械器具・同関連機械器具製造業又は電子計算機・同附属装置製造業に属する事業のうち、情報処理又は電気通信の高度化に資する技術の開発又は製品の製造を行うもの
		光ファイバケーブル製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、その他の電子応用装置製造業又は電気計測器製造業に属する事業のうち、情報通信機器に利用する製品の開発又は製造を行うもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、情報処理又は電気通信の高度化に資する技術の研究又は開発を行うもの
	2 電気通信による情報の流通の円滑化に資する技術の開発又は提供を行う事業（1の項に掲げるものを除く。）	電気工事業、固定電気通信業（電話に関する役務を提供するものを除く。）、移動電気通信業又はインターネット附随サービス業に属する事業のうち、情報の流通の円滑化に資する技術の開発又は提供を行うもの
		民間放送業又は有線放送業に属する事業のうち、情報の流通の円滑化に資する技術の開発又は提供を行うもの
	3 ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サー	

	ビス業に属する事業 ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業に属する事業	
	4 情報通信技術を用いて、新たなサービスを提供し、又はサービスの提供の方式を改善する事業（貸金業、興信所、廃棄物処理業、労働団体、政治団体、宗教及び外国公務に属する事業を除く。）	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業（興信所に属するものを除く。）、生活関連サービス業及び娯楽業（洗濯・理容・美容・浴場業及び旅行業に属するものを除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、協同組合又はサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、政治団体、宗教及び外国公務に属するものを除く。）のうち、専ら電気通信回線を利用した新たなサービスの提供又はサービスの提供の方式の改善を行うもの
	5 映像等の情報を処理する高度な技術の開発又は当該技術を用いた作品の制作を行う事業	映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業又はアニメーション制作業に属する事業であって、コンピュータグラフィックスを利用した作品の制作を行うもの
	6 電子機器又は通信機器を利用した顧客情報等の情報のバックアップを行う事業	主として自社利用を目的とし、電気通信回線及び電子機器・通信機器を利用した顧客情報等の蓄積又は災害等に係る危険回避のための顧客情報等のバックアップを行う事業
	7 高度な情報処理を行う電子計算機を利用する研究の支援又は当該研究を行う人材の育成に係る事業の円滑な実施を支援する事業	貸事務所業に属する事業のうち、高度な情報処理の技術の普及及び促進に寄与する研究支援施設又は教育施設の賃貸を行う事業
5 新製造技術・新素材に関連する分野	1 生産性の向上、省力化、品質の向上等に寄与する新たな製造工程の開発又は当該製造工程に用いる製品の製造	受託開発ソフトウェア業又は組込みソフトウェア業に属する事業のうち、高度な生産システムの開発又は提供を行うもの 製造業に属する事業のうち、省エネ

	<p>を行う事業</p>	<p>ルギー、リサイクル、リデュース、リユース対応等地球環境の保全に資する生産システムの開発若しくは提供又は当該システムに係る装置の製造を行うもの</p>
		<p>製造業に属する事業のうち、コンピュータ制御による知的処理技術を活用した生産システムの開発若しくは提供又は当該システムに係る装置の製造を行うもの</p>
		<p>化学工業に属する事業のうち、省エネルギー、省資源等環境負荷低減に寄与する化学プロセスの開発又は提供を行うもの</p>
		<p>理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、新製造方法に係る技術の研究又は開発を行うもの</p>
	<p>2 機械の構造に関する新たな技術若しくは高度な加工技術の開発又はこれらの技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業</p>	<p>はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業に属する事業のうち、新機構技術及び高度加工技術の研究、開発又は製造を行うもの</p>
		<p>ロボット製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具、理化学機械器具製造業又は医療用機械器具・医療用品製造業に属する事業のうち、高度ロボットの研究、開発又は製造を行うもの</p>
		<p>半導体製造装置製造業に属する事業のうち、半導体装置の開発又は製造を行うもの</p>
		<p>電子応用装置製造業に属する事業のうち、レーザー計測システム及び加工システムの研究若しくは開発又は当該システムに係る製品の製造を行うもの</p>
		<p>理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、新機構技術又は高度加工技術に係る研究又は開発を行</p>

		うもの
	3 機能性に優れた新たな素材の開発又は当該素材を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業	繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業又は金属製品製造業に属する事業のうち、機能性において優れた新素材の開発又はそれを応用した製品の開発若しくは製造を行うもの 理学研究所に属する事業のうち、新素材・新材料の研究又は開発を行うもの
6 輸送・物流に関連する分野	1 大量輸送、高速輸送又は効率的な輸送に対応した製品の開発又は製造を行う事業	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業に属する事業のうち、次世代超音速旅客機、テクノスーパーライナー等次世代航空海上輸送用機械器具の開発又は製造を行うもの
	2 安全で快適な移動に資する技術の開発又は燃料電池車等環境への負荷の低減に資する製品若しくは部品の開発若しくは製造を行う事業	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業のうち、知的走路認識技術等安全で快適な移動に資する技術、燃料電池車等環境負荷の低減に資する製品若しくは部品の開発又は製造を行うもの
	3 事故若しくは渋滞の抑制又は都市環境の改善に寄与する交通体系の整備又は当該交通体	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通

	系の整備に用いられる製品の製造を行う事業	信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業のうち、都市における事故や渋滞の抑制若しくは環境改善に寄与する交通システムや新世代路面電車等の開発又は製造を行うもの
	4 荷主企業の委託を受けて、荷役、在庫管理等の物流に係る業務を代行する事業	道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業又は運輸施設提供業に属する事業のうち、荷役、在庫管理等物流機能業務を代行するもの
	5 荷役、保管、仕分け、運搬等の物流の効率化、省力化等に寄与するシステムの開発又は当該システムを利用する事業	製造業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、運輸施設提供業、卸売業又は小売業に属する事業のうち、電子情報を交換する物流システムを開発又は利用するもの
		製造業、航空運送業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業又は卸売業に属する事業のうち、航空貨物関連情報を電子的に交換するネットワークシステムを開発又は利用するもの
		製造業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、運輸施設提供業、卸売業又は小売業に属する事業のうち、高度物流機器を活用するシステムの開発又は利用するもの
		理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち、新たな輸送又は流通システムの研究又は開発を行うもの
7 国際化に関連する分野	1 国際見本市場施設、同時通訳設備を備えた国際会議場施設その他の外国との経済交流又は文化交流の促進を図るための施設の設置及	同時通訳設備を備えた国際会議場施設の設置及び運営を行う事業 床面積が7,000平方メートル以上である国際見本市場施設の設置及び運営を行う事業

	<p>び運営を行う事業</p> <p>2 外国企業等（条例第2条第2号イに規定する外国企業及び外資系企業をいう。以下同じ。）が我が国において行う事業の円滑な実施を支援する役務又は施設（外国企業等が行う事業を支援するための共用の受付、会議室その他の外国企業等が行う事業等を支援するための施設を備えたものに限る。）の提供を行う事業（1の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>その他の情報処理・提供サービス業、広告制作業、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、経営コンサルタント業、翻訳業、広告業、商品検査業、計量証明業、職業紹介業、労働者派遣業、速記・ワープロ入力業、複写業、ディスプレイ業又は他に分類されないその他の事業サービス業に属する事業のうち、外国企業等に対して役務の提供を行うもの</p> <p>貸事務所業に属する事業のうち、主として外国企業等に利用させる目的をもって設置された事業場（外国企業等が行う事業を支援するための共同の受付、共同の会議施設等の支援施設を備えたものに限る。）の提供を行うもの</p>
	<p>3 外国企業等が行う事業のうち、当該事業により提供される商品又はサービスが県内産業の活性化に寄与する事業（1の項及び2の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>外国企業等が商品の販売を行う事業のうち、高度な技術、新たな仕組み又は手法等を用いて、県内企業の生産技術及び生産性の向上等を促進するものであって、県内産業の活性化に寄与するもの</p> <p>外国企業等がサービスの提供を行う事業のうち、新たな技術的知識又は情報により、県内企業の経営能率の向上等を促進するものであって、県内産業の活性化に寄与するもの</p>
8 農林水産業に関連する分野	<p>1 農林水産業の収益力の強化に必要な施設の設置及び運営を行う事業</p>	<p>施設内において植物の生育環境を制御して、1年を通じて計画的に植物の生産を行う事業（以下「植物工場事業」という。）</p> <p>耕種農業及び畜産農業に属する事業のうち、収益力強化及び合理化のために必要な施設を整備し、及び運営を行うもの（植物工場事業を除く。）</p>

	2 県産農林水産物の加工等に関する事業	県内農林水産業者と連携して、又は自ら県内農林水産物の生産、加工及び販売を総合的かつ一体的に行う事業のうち、農林水産物の価値を高め、又は新たな価値を生み出すもの
	3 農園その他の農林水産業の体験に供する施設の設置及び運営する事業	農作業体験に供される農園を整備し、及び運営する事業 農林水産業を営む者又は当該者が組織する団体が行う宿泊業のうち、農林水産業体験を提供する事業
9 その他の分野	1の款から8の款までに掲げる事業に準ずる事業であって、高度な技術を活用するもの又はゆとりのある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するものとして知事が特に必要と認める事業	知事が特に必要と認める事業